

経済協力シリーズ(法律)154

ブラジル連邦共和国憲法

1988年

矢谷通朗 編訳

経済協力シリーズ（法律）第154号

ブラジル連邦共和国憲法

1988年

矢谷通朗 編訳

アジア経済研究所

1988年

ブラジル連邦共和国憲法の

制定について

*

矢谷通朗

ブラジル連邦共和国憲法

1988



CONSTITUIÇÃO
REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL

1988

BRASÍLIA - 1988

経済協力シリーズ（法律）第154号

ブラジル連邦共和国憲法 1988年

や たいみちろう
矢谷通朗 編訳

発 行

アジア経済研究所 東京都新宿区市谷本村町42 (3353) 4231 (代)

1991年3月30日発行© 無断転載を禁ず 印刷／製本・コロニー印刷
ISBN4-258-09154-5 C3032



ISBN4-258-09154-5 C3032

目次

1988年ブラジル連邦共和国憲法の制定について	……●矢谷通朗	3
I 憲法制定過程	3
II 新憲法の特徴	14
III 新憲法の立憲構造	18

ブラジル共和国憲法 1988 目次	43
-------------------	-------	----

ブラジル連邦共和国憲法

前文	47
第I編 基本原則について	49
第II編 基本的権利および保障について	51
第I章 個人および集団の権利と義務について	51
第II章 社会権について	58
第III章 国籍について	62
第IV章 参政権について	63
第V章 政党について	66
第III編 国家組織について	67

第I章	政治行政組織について	67
第II章	連邦について	68
第III章	連邦諸州について	74
第IV章	市郡について	76
第V章	連邦区および直轄領について	78
第VI章	干渉について	79
第VII章	公共行政について	81
第IV編	権力組織について	89
第I章	立法権について	89
第II章	行政権について	107
第III章	司法権について	114
第IV章	司法行政に不可欠な職務について	133
第V編	国家および民主主義制度の擁護について	139
第I章	国防事態および戒厳事態について	139
第II章	国軍について	142
第III章	公共の治安について	143
第VI編	租税および予算について	145
第I章	国家租税制度について	145
第II章	公共財政について	157
第VII編	経済および金融の秩序について	163
第I章	経済活動の一般原則について	163
第II章	都市政策について	168
第III章	農業および農地政策ならびに農地改革について	169
第IV章	国家金融制度について	172

第VIII編 社会秩序について	175
第I章 一般規定	175
第II章 社会保険について	175
第III章 教育、文化およびスポーツについて	181
第IV章 科学および技術について	186
第V章 社会通信について	187
第VI章 環境について	189
第VII章 家族、児童、青年および老人について	191
第VIII章 原住民について	193
第IX編 憲法一般規定について	195
憲法暫定規定	201
索引	233

【凡例】

翻訳のテキストは、官版の *Constituição : República Federativa do Brasil*, Brasília : Senado Federal, Centro Grafico, Brasília, 1988, xvi+292p. にもとづいている。

なお、下記の私版の憲法テキスト(1)、英訳(2)および邦訳(3)が出版されている(もっとも各々テキストの遺漏および訳文の脱落が若干見受けられる)。

- (1) Forense Universitária Legislação, *Constituição Brasileira 1988*, Rio de Janeiro, Forense Universitária, 1988.
- (2) *The 1988 Constitution of the Federal Republic of Brazil*, prepared by the Legislation Committee of the American Chamber of Commerce for Brasil-São Paulo in Cooperation with the Associação Alumun, 1988.
- (3) 鈴木信男訳『ブラジル連邦共和国憲法』(1988年10月5日), サンパウロ, ブラジル日本商工会議所, 1989年4月。

翻訳はなるべく原文に忠実とすることを心がけたが、やむを得ないところでは意訳した箇所がある。なお、正確を期するため、当初、対訳形式を想定していたが、諸般の事情のため断念した。原文テキストは当研究所経済協力調査室において利用可能である。

憲法テキストに係わる用語を、下記のごとく理解しかつ訳していることをおことわりしておく。

Artigo	条
Parágrafo	項 (本文では§)
Parágrafo único	単項
inicio	号
Aliena	段 (本来は新たな項の開始を意味する)
caput	主文